

運動の重点

1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

○信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。

(2) 歩行者の安全の確保

○こどもに対する交通安全指導、見守り活動を行いましょう。
○暗い時間帯に外出する時は、反射材・小型ライト等を活用しましょう。



2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

(1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

○横断歩道手前での減速・停止、横断歩道での歩行者の優先を守りましょう。
○運転中にスマートフォン等を使用することは法律違反です。
絶対に使用しないようにしましょう。



(2) 高齢運転者の交通事故防止

○自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
○運転に不安を感じている場合には交通安全相談窓口にご相談し、運転免許の自主返納も検討しましょう。

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
○6歳未満の幼児は、チャイルドシートを着用させましょう。

(4) 飲酒運転等の根絶

○「飲酒運転は絶対にしない」「飲酒運転をさせない」「飲酒運転の車に同乗しない」を徹底しましょう。



(5) 妨害運転等の防止

○「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心がけ、「あおり運転」は絶対にやめましょう。
○悪質な運転の抑止のため、ドライブレコーダーを活用しましょう。

3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

○改定された自転車安全利用五則を守り、通行ルールに従いましょう。
○傘、イヤホン、スマートフォン等を使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。

(2) 業務運転中の自転車の安全利用

○配達などの業務に自転車を利用するときは、交通事故に遭ったり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないように、常に交通ルールを守り、事故防止に努めましょう。

(3) 自転車利用者自身の安全確保

○全ての自転車利用者はヘルメット着用を徹底しましょう。
○定期的な点検整備を行いましょう。
○自転車事故に備えるため自転車保険に加入しましょう。



4 二輪車、原付車の交通事故防止（奈良県重点）

○スピードの出し過ぎなどの無謀運転は行わず、見通しの悪い交差点では必ず徐行するとともに、状況に応じて一時停止しましょう。
○自動車運転者からは距離感がつかみづらく、また見落とされやすいので、車間距離を取り、他車の陰に入らないようにしましょう。



令和5年 春の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり

～大和の交通マナーを高めよう～

運動期間

令和5年5月11日(木)～5月20日(土)

県内統一デー

5月11日(木) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底推進デー
5月16日(火) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上推進デー
5月17日(水) こどもを始めとする歩行者の安全の確保推進デー
5月19日(金) 二輪車、原付車の交通事故防止推進デー
5月20日(土) 交通事故死ゼロを目指す日(全国一斉)



田原本町立南小学校4年(当時)
植田 惟衣さんの作品



香芝市立香芝東中学校2年(当時)
林 美寿希さんの作品

《主唱》 奈良県・奈良県交通対策協議会

改定された自転車安全利用五則を守りましょう!

※令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。
- 車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。
- 歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行しましょう。
- 歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。
- 道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

3 夜間はライトを点灯

- 夜間は必ずライトを点灯しましょう。

4 飲酒運転は禁止

- 自転車も飲酒運転は禁止です。

5 ヘルメットを着用

- 自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



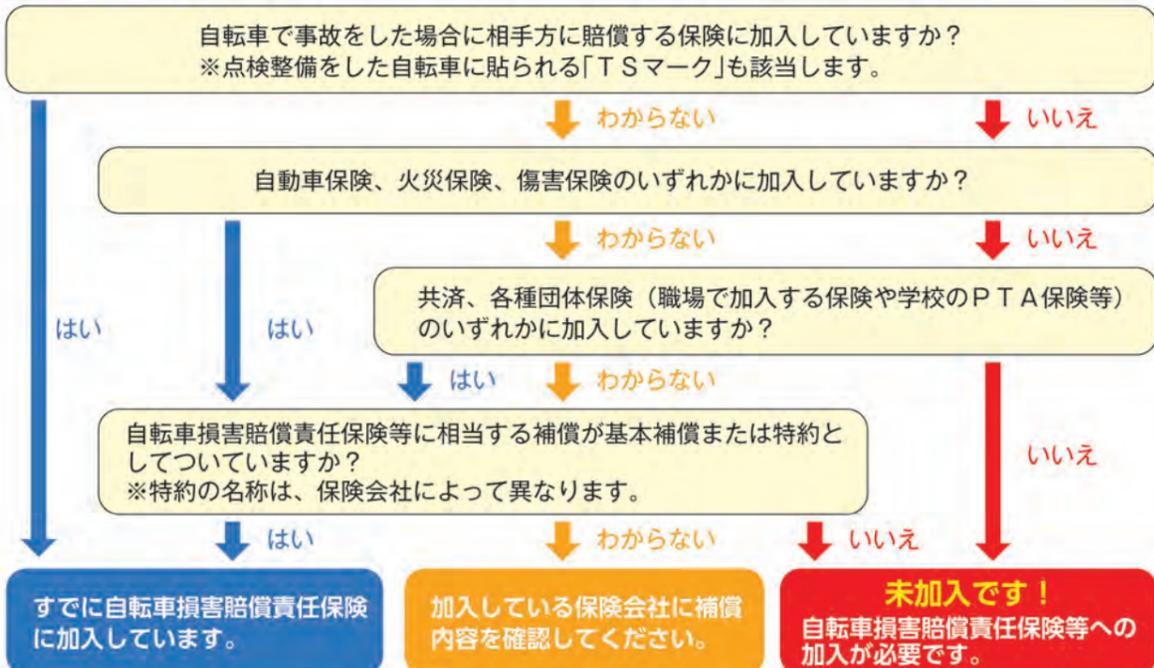
自転車損害賠償責任保険（自転車保険）に加入しましょう

- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の際、自身と相手を守るためにも、自転車の所有者や利用者は自転車保険に必ず加入しましょう。
- 自転車条例により加入が義務となっています。



現在契約中の保険の内容も
しっかり確認しましょう!

自転車保険加入確認チェックシート



高齢ドライバーの方へ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 事故防止機能搭載のセーフティ・サポートカー(サポカー)等の利用を推奨します。



高齢運転者標識

「サポカー／サポカーS」とは?



「セーフティ・サポートカー(サポカー)」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合もあります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

横断歩行中の事故に注意!

横断歩道は歩行者優先

- 横断歩道は歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは必ず横断歩道の手前で停止しましょう。
- 運転中は、道路脇にいる歩行者の動きや対向車の後ろに隠れた歩行者に注意しましょう。高齢者を見かけたら、「不意に横断を始めるかも」と予測して徐行しましょう。
- 「ダイヤモンド」は、前方に横断歩道等があることを示す道路標示です。運転者の方はこの標示を見たときはいつでも止まれる速度で通行しましょう。



ダイヤモンド

安全に横断しましょう

- 近くに横断歩道があるときには、横断歩道を渡らなければなりません。
- 横断歩道を渡るときも、左右の安全確認をし、車の運転手に手を上げる・手を差し出すなど合図して止まってもらいましょう。



奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。
無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎：0742-27-8731)
相談日 月・火・木・金曜日(祝日・年末年始除く)
8:30~16:45

※定期巡回相談(県内4市町)も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口
☎：0742-27-7013(平日9:00~17:00)
自転車条例ページ
<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>



啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。
詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで
(☎：0742-27-8730)